

《判例研究》

WTO 協定の国内への直接適用可能性についての考察

－最近の豚肉差額関税訴訟判決を踏まえて－

鶴 田 仁

はじめに

本年（2016年）になり、2月8日に千葉地方裁判所、3月17日に東京地方裁判所で2件の計3件の豚肉の輸入に係る差額関税に関する訴訟の判決が出され、いずれの判決においても WTO 協定と WTO 農業協定4条2項が国内の裁判規範としての直接適用可能性の有無の問題に関して、否定的な見解が示された。

これまで、GATT を含む WTO 協定の国内への直接適用可能性に関する判例は、1984年の西陣ネクタイ事件の京都地裁判決、2013年の豚肉差額関税事件の東京高裁判決と限られている。一方、学説は、直接適用を認めるもの、否定するもの等、様々な意見が出されてきている。このようななか、直接適用に関する3件の判決が出されたことは注目し値する。本稿では、今回の3件の判決を踏まえて、WTO 協定の国内への直接適用可能性の有無について考察したい。

なお、本件判決は次の事件 A から事件 C の判決であり、各判決では、本件直接適用可能性以外の問題点についても触れられているが、本稿では、WTO 協定の国内への直接適用可能性に係る部分のみを対象としている。

事件 A：千葉地判平28.28（D 1-Law 判例 ID 28240685）

事件 B：東京地判平28.3.17（D 1-Law 判例 ID 29017619）

事件 C：東京地判平28.3.17（D 1-Law 判例 ID 29017620）

1. 事案の概要

（1）事件 A

被告は、食料品等の販売及び輸入等の事業を営むもの、被告人は、被告会社の実質的経営者としてその業務を統括しているものであるが、被告人は、被告会社の業務について、被告会社がカナダ等から外国産冷凍豚部分肉を輸入するに当たり、同豚部分肉の1キログラム当たりの単価が関税負担の最小となる分岐点価格に近似する価格であるように仮装し、不正に関税を免れようと企て、平成23年12月から平成24年12月までの間、288回にわたり、情を知らない通関業者の従業員を介し、被告会社の輸入する同豚部分肉の実際の課税価格が合計19億2,506万5,563円で、これに対する関税額が合計19億717万8,000円であったにもかかわらず、虚偽の価格を記載した仕入書に基づいて、前記豚部分肉の課税価格が合計36億7,451万7,737円であって、これに対する関税額が合計1億5,798万5,000円である旨の内容虚偽の輸入申告を行い、その都度、輸入許可を受け、もって不正の行為により、関税合計17億4,919万3,000円を免れたものである。

弁護士は、豚肉について差額関税制度を定める関税暫定措置法2条2項及び別表第1の3はWTO農業協定4条2項に反し、無効であると主張している。

（2）事件 B

本件は、食肉の輸出入、販売等を行う株式会社である原告が、平成16年1月から平成17年2月までの間、前後823回にわたり、外国産冷凍豚部分肉を輸入するに当たり、課税価格が合計130億8,706万2,033円であり、いわゆる豚

肉の差額関税制度を適用した関税額が合計5億6,268万4,900円であるとして輸入（納税）申告をし、その都度輸入許可を受けたところ、各処分行政庁から、原告が輸入した本件各輸入貨物の正当な課税価格は合計71億1,427万1,755円であり、本件差額関税制度によれば納付すべき関税額は合計65億2,424万4,300円であったから、原告は関税合計59億6,155万9,300円を免れているとして、各更正及び各過少申告加算税賦課決定を受けたことから、本件各更正処分等の前提となっている我が国における豚肉の輸入に係る本件差額関税制度について、WTO農業協定4条2項に違反するものであるから憲法98条2項により無効であり、それゆえ、本件各更正処分等は違法又は無効であると主張している。

(3) 事件 C

食料品等の輸出入等を目的とする株式会社である原告が、A事件では、平成23年11月9日から平成24年4月2日までの間、合計68回にわたり、B事件では、平成23年11月29日から平成24年3月27日までの間、合計5回にわたり、それぞれ、外国産冷凍豚部分肉を輸入するに当たり、豚肉の差額関税制度を適用した輸入（納税）申告をして、その都度、輸入許可を受けたところ、各処分行政庁から、本件各輸入貨物について、関税率法4条1項の規定する課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）を同項の規定により計算することができないなどとして、関税率法4条の4、関税率法施行令1条の11第2号の規定する「税関長が定める方法」により計算した課税価格に基づき、本件差額関税制度を適用した関税額により、それぞれ同年5月2日付けで各更正及び各過少申告加算税賦課決定を受けたことから、本件各更正処分等の前提となっている我が国における豚肉の輸入に係る本件差額関税制度について、WTO農業協定4条2項に違反するものであるから憲法98条2項により無効であり、それゆえ、本件各更正処分等は違法又は無効であると主張している。

2. 判決要旨

(1) 事件 A

有罪。

「WTO 協定は多国間条約であり、各国内でどのように実施されるかはそれぞれの加盟国の国内問題であって、同協定が各加盟国において裁判規範として直接適用されるか否かはそれぞれの加盟国の国内法制に委ねられた問題である。

そして、WTO 協定を日本国内で実施するに当たっては、同協定の趣旨も踏まえ、各加盟国の多様な政策判断や日本国内の情勢等を総合考慮しながら、どのような関税制度を設けるのかを柔軟に決定する必要があるが、こうした役割を最適に果たし得るのは国会又は政府である。裁判所としては、国会又は政府に広範な裁量権を認め、その判断を尊重するのが相当である。WTO 協定を裁判規範として直接適用することは国会又は政府の裁量権の行使を制約することとなり、日本国憲法が採用する権力分立の観点からして望ましくない。

そうすると、WTO 農業協定 4 条 2 項、我が国において、裁判規範として直接適用されないと解するのが相当である。」

「関税法 3 条ただし書は、我が国の裁判規範として直接適用される条約について当該条約が法律に優位するという当然のことを定めた規定にすぎないし、WTO 協定を特に念頭に置いた規定でもない。WTO 農業協定 4 条 2 項が裁判規範として直接適用されないことは上記のとおりであり、このことは関税法 3 条ただし書によっても左右されない。」

(2) 事件 B

棄却。

「WTO 協定は、二以上の国際法主体にその効果が帰属する文書による合

意であるから、その一部である WTO 農業協定を含めて条約であるところ、我が国において国会による承認を経て締結し公布された条約は、他に特段の立法措置を講ずるまでもなく当然に、憲法98条2項、7条1項により、国内的効力を有し、法律に優位するものと解される。しかしながら、このことは、我が国の憲法体制の下において、条約が他に特段の立法措置を講ずるまでもなく我が国の法体系に受け容れられ（すなわち、自動的に受容され）、国内的効力を有することを意味しているにとどまるから、それ以上の措置を必要とすることなく、個々の国民が条約を直接の法的根拠として具体的な権利ないし法的地位を主張したり、あるいは、裁判所が法的紛争を解決するに当たり条約を直接適用して結論を導いたりすることが可能か（条約がそのまま国内で裁判規範として適用可能か）は別途問題となる。これが本件において検討されるべき条約の直接適用可能性の問題である。」

「条約の直接適用可能性の有無は、当該条約全体として判断されるのではなく、個々の条項について判断されるべきものであるから、条約中の特定の条項について直接適用可能性が認められるからといって、他の条項についても直ちに直接適用可能性が認められるということにはならない。」

「原告は、関税法3条が「輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関稅定率法その他関稅に関する法律により、関稅を課する。ただし、条約中に関稅についての特別の規定があるときは、当該規定による。」と規定しているところ、同条ただし書により、WTO 農業協定4条2項が我が国において直接適用されることは明らかであるかのような主張をしている。しかしながら、同条ただし書は、条約中の関稅に関する規定全般について無条件に直接適用を認めるというものではなく、当該条項が直接適用可能性を有している場合には適用されるということを注意的に規定したものと解するのが相当であるから、同条ただし書の存在をもって、直ちに WTO 農業協定4条2項が我が国において直接適用可能性を有するものと解することはできず、同項が我が国において直接適用可能性を有するか否かは、関税法3条ただし書の

存在にかかわらず、具体的に検討すべきことになる。」

「条約の直接適用可能性の有無は、それぞれの条約締結国において、当該条約の条項につき、国内において直接適用可能性を有するものとして当該条約を締結しているか否かという主観的基準と、その内容を具体化する法令を待つまでもなく国内で直接適用できるだけの明確性、完全性があるかという客観的基準によって判断されるべきことになる。」

「WTO 協定自体について、WTO 協定が条約締結国の国内において当然に直接適用可能性を有するものとして締結されたものとは認められず、

「WTO 農業協定4条2項につき、加盟国の国内において当然に直接適用可能性を有するものとしてWTO 協定は締結されたものではないと認めるのが相当である。」「ただ一方で、WTO 農業協定4条2項について、それが加盟国の国内において直接適用可能性を有するものとして取り扱われることが否定されているとも解されないから」「我が国が同項につき直接適用可能性を有するものとしてWTO 協定を締結したか否かを検討する必要がある。」「我が国は、WTO 協定を締結するに際し、WTO 農業協定4条2項が直接適用可能性を有することを前提とした対応を行っておらず、同項については、専ら関係する国内法の整備等によって間接的にこれを適用することが予定されていたものと解されるから、我が国は、同項について、直接適用可能性を有しないことを前提としてWTO 協定を締結したものと認めるのが相当である。」

「以上によれば、」条約の直接適用可能性の有無についての主観的基準からすると、WTO 農業協定4条2項は、我が国における直接適用可能性はないものと認めるのが相当である。」

(3) 事件 C

棄却。

判決要旨は、事件 B と基本的に同一のため、省略。

3. 考察

(1) 豚肉の差額関税に係る訴訟

これまでの豚肉の差額関税に係る訴訟では、実質的な輸入者の特定、課税価格の算出方法等、事実認定の問題が中心であったが、2012年に最高裁が「豚肉の差額関税制度は、豚肉等の輸入が完全自由化となり、豚肉の安定供給確保のための国内養豚農家の保護と輸入促進との相反する課題を調整するために導入された制度であるところ、輸入豚肉について差額関税を含まいかなる関税制度を採用するかは立法政策の問題であって憲法適否の問題ではない」（最二小決平24.9.4裁判集刑308号191頁参照）と上告を棄却した頃から、豚肉の差額関税制度は WTO 農業協定 4 条 2 項に違反しているとの主張が増え、WTO 農業協定 4 条 2 項の日本国内への直接適用可能性が問題となってきている。

なお、この2012年の最高裁判決の被告が、本稿の事件Bの原告である。

(2) 本判決の位置づけ

WTO 協定の国内への直接適用可能性について、我が国の裁判所で初めて明示的な判断を示したのは、2013年に東京高裁が「WTO 農業協定は国内の裁判規範として直接適用されるものではないから、豚肉の差額関税制度が直ちに無効になることにはならず」と控訴棄却した判決（東高判平25.11.27高刑集66巻4号1頁、判タ1406号273頁）（以下、「東京高裁判決」という。）である。

この東京高裁判決に対しては、「近年の学説における支配的見解をも意識したものと思われるが、条約の直接適用可能性を判断するに当たっては、条約の内容及び性質のほか、三権分立の在り方などの要素も考慮するとした上で、WTO 農業協定 4 条 2 項について、WTO 協定が有する規律の柔軟性及び加盟国間における消極的相互主義を理由としてその直接適用可能性を否定

するとの判断を示したもので、その意義は大きい¹⁾、「WTO 農業協定の直接適用可能性を否定した。WTO の主要加盟国である米国や EU が、WTO 協定の直接適用可能性を原則として認めていないところ、本判決も同様の判断をしたものといえよう。」²⁾といった評価がされている。

こうした東京高裁判決であるが、本稿の事件 A 判決は東京高裁判決を踏襲しているのに対し、事件 B 判決と事件 C 判決では、主観基準と客観基準に基づいて、個々の条項の直接適用可能性について判断をしており、事件 B 判決と事件 C 判決は、更に学説を意識した判決であるといえよう。

(3) 条約の国内的効力について

事件 B 判決と事件 C 判決では、国会による承認を経て締結し公布された条約、他に特段の立法措置を講ずるまでもなく当然に国内的効力を有し、法律に優位するのであるが、このことは、自動的に受容され、国内的効力を有することを意味しているにとどまり、条約がそのまま国内で裁判規範として適用可能かは別途問題となるとしている。これは、東京高裁判決においても「憲法98条2項の定めによれば、国会の承認を経て公布された条約は国内法的効力が肯定されることになるのは所論が主張するとおりである。しかし、このように国内法秩序に受容された条約が直接適用可能か否か、ひいて法律の規定と抵触する場合に当該規定を無効ならしめるか否かは別の問題である。」としている。この点、学説は「条約については、今日、我が国を含めて多くの国諸国が、条約をそのままのかたちで包括的に受容し、国内的効力を認める体制を採用している（包括的受容説）」³⁾、「圧倒的多数で通説は、98

1 「『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』（平成6年条約第15号）の「農業に関する協定」4条2項と我が国の豚肉の差額関税制度との関係」判タ1406巻273頁（2015）

2 阿部克則「豚肉差額関税事件 - WTO 農業協定の直接適用可能性 -」ジュリ1479号286頁（2015）

3 中川淳司ほか『国際経済法』69頁（有斐閣、2003）

条2項は国際法の国内的効力を認めたものであると解する。国家が対外的に国際法を遵守すべきことは憲法に規定するまでもなく当然ことであるから、この規定は、国内において国家機関や個人が国際法を遵守すべきことを定めたもの、すなわち国際法の国内的効力を認めたものとされる⁴としており、国会承認を経て締結・公布された条約が国内的効力を有することについて、争いはないようである。

(4) 条約の国内への直接適用可能性について

事件B判決と事件C判決では、国内的効力を有することと、条約がそのまま裁判規範として適用可能かは別途の問題としており、東京高裁判決も同旨の判決をしている。この点、学説は、「条約の国内的実施が条約それ自体の直接適用によるのか、それとも国内的実施立法を通じての間接適用によるのかは、ときとして条約義務の実効性に重大な意味を持つ。」⁵、「日本では、学説は1960年代から既に自己執行的または直接適用可能性という概念について論じていた。」⁶としており、条約が、国内的効力を有することと、直接適用可能性を有することは別の概念であることにも争いはないようである。

なお、条約の直接適用可能性について、裁判所が判断を示した例としては、WTOが設立される以前のGATTの時代である1984年に京都地裁が西陣ネクタイ事件で「ガット条項の違反は、違反した締約国が関係締約国から協議の申入や対抗措置を受けるなどの不利益を課せられることによつて当該違反の是正をさせようとするものであつて、それ以上の法的効力を有すものとは解されない。したがつて、本件条項がガット条項に違反し無効であつて、本件立法行為を違法ならしめるものとは解することができない。」として明示的ではないもののGATTの国内への直接適用可能性について否定的な見

4 小寺彰ほか『講義国際法（第2版）』121頁（有斐閣，2010）

5 中川ほか（前掲注3）71頁

6 小寺ほか（前掲注4）122頁

解を示した（京都地判昭59.6.29訟月31卷2号207頁，判タ530号265頁）判決がある。

しかし、「我が国の裁判所は、概して、憲法上条約は国内的効力を有するということから直ちに条約を解釈、適用しているということができる。条約が直接適用可能か否かということは、ほとんど問題にしていない。条約が直接適用可能でないとされた例はないわけではないが、その場合も、なぜ直接適用可能でないのかはほとんど説明されていない。」⁷との指摘もある。

一方、裁判所も、「1980年代終わり頃から、次第に直接適用可能性の検討を行うようになってきている」が、「条約の直接適用可能性を認める場合でも、直接適用可能な条約に国内法が適合していると判断する事例が一般的である」ことから、「日本の裁判所が直接適用可能性如何の検討を始めたのは、直接適用可能な条約に基づいて抵触国内法を違法無効とするためというよりは、条約を直接適用不可能とすることにより抵触国内法の違法無効化を避けるためである」との指摘がある⁸。

本稿の3事件判決についても、WTO 農業協定4条2項の国内への直接適用可能性を認めないものであるが、その一方、本年2月の関税の課税価格に関する通知処分取消請求事件での東京地裁判決（東京地判平28.2.25（D 1-Law判例 ID 29016618））では、WTO 関税評価協定について直接適用可能性の検討を行わずに、WTO 関税評価協定の規定に基づいた判断をしており、WTO 協定の国内直接適用可能性の対応は裁判官によって分かれるところとなっている。

なお、事件 B 判決では、「譲許表については、WTO 農業協定4条2項とは異なり、WTO 協定を締結する以前の段階で、国会において、直接適用可能性を有することを前提とした説明がされていたものと認められ、また、讓

7 岩沢雄司『条約の国内適用可能性』41頁（有斐閣，1985）

8 東史彦「日本における WTO 協定の直接適用可能性 - EC の消極的相互主義の観点から -」『亜細亜法学』43卷2号116頁（2009）

許表の定める譲許税率は、WTO 農業協定 4 条 2 項に比べ、その内容が明確であり、直接適用可能性を認めた場合における適用要件や効果も明確に定まるものであることからすると、我が国は、WTO 農業協定 4 条 2 項とは異なり、上記の譲許表については我が国における直接適用可能性があるものとして締結したものと解するのが相当である。」とも認定しており、WTO 協定の一部である関税譲許表に定められた譲許税率については、明示的に国内への直接適用を認めている判決もある。

(5) 条約の直接適用可能性の判断単位

事件 A 判決は WTO 協定全体として検討した上で、結論でのみ WTO 農業協定 4 条 2 項について判断しており、WTO 農業協定 4 条 2 項について検討したのかは言及されていないのに対し、事件 B 判決と事件 C 判決では、WTO 協定全体を検討した上で、WTO 農業協定 4 条 2 項についても検討を行い、判断しており、事件 A 判決と、事件 B 判決と事件 C 判決では大きく相違している。なお、東京高裁判決では、WTO 農業協定 4 条 2 項の内容及び性質を基礎として判断するとしながら、WTO 協定全体について検討を行っており、明示的に個々の規定について検討を行ったとはいえない。

この点、学説では「国内において直接適用可能か否かが問題とされるのは、条約の全体ではなく個々の規定であることは、多くの人によって認められている」とされており、実際の検討に当たっては、「一般に、国内適用可能性は、まず最初に条約全体について検討され（国内において直接適用可能であると意図されているか、又は直接適用可能でないと意図されていないか）、次に条約の個々の規定について検討されることが多い。」との指摘がある⁹。

事件 B 判決と事件 C 判決は、このような指摘に沿った検討を行っている。

なお、関税法 3 条ただし書に関して、WTO 協定のうち、我が国の譲許表に規定される譲許税率については国内に直接適用されると一般に考えられて

9 岩沢（前掲注 7）296 頁

いることから、WTO協定全体について直接適用可能性を検討するのではなく、WTO協定の個々の規定について検討することが必要となる。

(6) 条約の直接適用可能性の判断基準

事件A判決は、直接適用可能性の判断基準は、それぞれの加盟国の国内法制に委ねられているとしたうえで、裁判所がWTO協定を裁判規範として直接適用して国会又は政府の裁量権の行使を制約することは三権分立の観点から望ましくないとしている。東京高裁判決も、我が国の国内法に依拠して決まるものとしたうえで、「本件に即していえば、WTO農業協定4条2項の内容及び性質を基礎として、我が国における三権分立の在り方、国内法制の状況、訴訟における請求や主張の形態なども勘案して総合的に判断する」として、アメリカとEUがWTO協定の国内への直接適用を認めていないなか、裁判所がWTO協定を裁判規範として直接適用して国会又は政府の裁量権の行使を制約することは三権分立の観点から望ましくないとしている。一方、事件B判決と事件C判決では、直接適用可能性の判断基準として、主観基準と客観基準を採用している。

この点、学説には、「条約が国内において直接適用可能であるためには、当事国がそう意図したこと（主観的基準）のほかに、条約規定が直接適用されるのに適していること（客観的基準）が必要であるという人も少なくない。」「条約が国内において直接適用可能であるためには、条約規定が直接適用されるのに適していることが必要なのであって、当事国がそう意図したことは必要ではないという人も少なくない。最近では、条約が直接適用可能であるためには当事国が積極的にそう意図したことが必要であるという見解をはっきり拒否し、これを厳しく批判する人がますます多くなっている。」との指摘がある。これは、条約のほとんどが二国間条約であった時代には妥当であったかもしれないが、多数国間条約が多くなってきた現代では、当事者は条約が国内で完全に実施されること（条約の国内的実施の結果）には関心

をもっているが、条約が国内でどのように実施されるかということ（条約の国内の実施の方法）には関心をもっていないことが多く、積極的な意思が明示されることはほとんどないことによるとされている¹⁰。この多数国間条約には主観的基準自体が馴染まなくなっているのではないかとの指摘に関して、事件 B 判決と事件 C 判決は、積極的に当事者の意図を検討しており、注目に値する。

一方、学説には、「一般的には、当該条約の個々の規定について直接適用可能なほどに十分明確な内容を持つか、十分に整備された実施手続きを伴っているか、さらに、条約規定の内容が当該当事国の憲法上の権力分立原則に反しないか」、「などが判断基準とされる」とするものもある¹¹。事件 A 判決、東京高裁判決は、この考え方に沿ったものであると考えられる。

なお、東京高裁判決では、被告側が「条約が国内において直接適用可能か否かについては、条約締結権者及び立法者の意思（主観的基準）並びに内容の明確性（客観的基準）によって判断されるものであるところ、日本政府は、WTO 協定の直接適用可能性について公式の見解を表明していないが、実際に韓国とコスタリカにおいて WTO 協定の直接適用が認められていることから明らかなように、その内容は詳細かつ明確であって客観的基準を満たしているといえる」と主張したのに対し、東京高裁は、明示的ではないが、「日本政府は WTO 協定の直接適用可能性に関して公式の見解を表明していない」、「WTO 協定の内容は、GATT との対比においてより詳細かつ明確になったとはいえ、なお交渉を通じた柔軟な紛争解決の余地が排除されたわけではなく、規律の柔軟性が残っている部分もある」と主観的基準、客観的基準にも触れていたといえよう。

10 岩沢（前掲注7）298頁

11 中川ほか（前掲注3）70頁

おわりに

以上みてきたとおり、本稿の豚肉の差額関税に係る3件の判決は、WTO農業協定4条2項の国内への直接適用可能性の有無について、異なった基準により判断をしており、今後の判例の積み重ねや、上級審での判断が待たれるところである。

最後に、WTO紛争解決手続との関係を一点指摘しておきたい。各国法令のWTO協定整合性についてはWTO紛争解決手続により判断されることとなるが、仮にWTO協定不整合と判断された措置であっても、WTO是正勧告は将来の是正に向けたもので、協定違反とされた措置の是正のための猶予期間（妥当な期間）が認められており、猶予期間経過後も、当該国が他のWTO加盟国に代償措置を提供することにより、WTO協定不整合とされた措置を継続することが可能である。一方、国内の裁判では、原告が受けた行政処分の妥当性について争われることとなるのであろうから、遡及してWTO協定整合性が判断されることとなろう。このような場合、国際的には維持することが可能な措置が、国内では認められないという「ねじれ」の状態が生じる可能性もあろう。

従って、学説では、「裁判所は本件において訴えの利益を認めたいえ、豚肉差額関税制度のWTO協定適合性を審理し、原告が求める本案判決をなすべきである。」¹²、「国内裁判手続における救済は、一般的には将来にわたっての行為の取消しのみならず、遡及的な特定履行または損害賠償を含みうる。WTO協定が直接適用可能であれば、私人にはこれらの救済への途が開かれることになる。WTO協定違反の直接の被害者である私人が自ら実効的な救済を求めることを可能とする制度が確保されれば、WTO協定の実効性は飛躍的に高まるであろう。」¹³といった指摘もあるものの、WTO紛争解決

12 谷口安平「我が国の裁判所は日本法のWTO協定違反を判断し得るか? -最近の豚肉差額関税訴訟に関連して」商事法務『NBL』1069号40頁（2016）

13 中川ほか（前掲注3）73頁

手続と国内裁判所が異なる判断をする可能性があること、上述のように WTO 紛争解決と国内裁判所が WTO 協定違反とする場合であっても対処方法は其々異なり「ねじれ」となる可能性があること、等の問題点もあることから、仮に、直接適用可能性を認めるにしても、紛争解決の場をどちらか一方に限定する、等の最低限の交通整理を行う必要があろう。

参 考 文 献

- 東史彦「日本における WTO 協定の直接適用可能性 - EC の消極的相互主義の観点から -」『亜細亜法学』43巻2号113頁（2009）
- 阿部克則「豚肉差額関税事件 - WTO 農業協定の直接適用可能性 -」ジュリ1479号286頁（2015）
- 岩沢雄司『条約の国内適用可能性』有斐閣（1985）
- 小寺彰ほか『講義国際法（第2版）』有斐閣（2010）
- 小林友彦「条約の国内実施をめぐる現代的課題 - 日本と中国における WTO 協定履行体制を素材とした覚書 -」新世代法政策学研究20巻351頁（2013）
- 米谷三以「ICSID 仲裁における適用法規：国際法の直接適用とその含意」経済産業研究所『RIETI Discussion Paper Series』08-J-024（2008）
- 末啓一郎「国際経済法の国内直接適用に関する諸問題 - WTO 諸協定の国内裁判規範性についての考察 -」一橋大学（2008）
- 平覚「WTO 関連協定の直接適用可能性 - EC 法からの示唆 -」国経法5巻15頁（1996）
- 谷口安平「我が国の裁判所は日本法の WTO 協定違反を判断し得るか？ - 最近の豚肉差額関税訴訟に関連して」商事法務『NBL』1069号28頁（2016）
- 中川淳司ほか『国際経済法』有斐閣（2003）